

# 会 議 録

名 称	令和5年度 第1回 中央区建築審査会	
開催日時 場 所	4月20日（木）午前10時30分から午前11時40分まで 中央区役所 本庁舎8階 第5会議室	
出席者の氏名	委 員	水庭武宣会長、中島俊明委員、岩島秀樹委員、大江秀敏委員
	幹事	早川幹事（都市整備部長）、川島幹事（都市計画課長）、芳賀幹事（建築課長）
	書記	松本書記（庶務係長）、青柳書記（都市計画係長）
		1 委嘱式 2 会長の選任 3 会長職務代理の選任 4 開会 5 議題審議  (1) 第1号議案 桜橋（築地駅前方面）バス停留所上家新築工事に係る 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可） (2) 第2号議案 晴海交通広場①（四谷駅前方面）バス停留所上家新築工事に係る 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可） (3) 第3号議案 晴海交通広場②（東京駅丸の内南口方面）バス停留所上家新築工事に係る 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）  6 その他審議事項 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に係る同意に関する基準について 7 閉会
審議の経過	別紙のとおり	

## 1 委嘱式

- 幹事（都市計画課長）から、区職員の人事異動について報告があり、幹事及び書記を務める職員の紹介がなされた。
- 幹事（都市計画課長）から、委員の紹介がなされた。

## 2 会長の選任

- 幹事（都市計画課長）から委員に対し、会長選任の申し出がなされ、建築基準法第81条の規定に基づき、互選により水庭委員が選出された。

## 3 会長職務代理の選任

- 幹事（都市計画課長）から委員に対し、会長職務代理者選任の申し出がなされ、互選により中島委員が選出された。

## 4 開会

- 会長から、令和5年度第1回中央区建築審査会の開会が宣言された。

## 5 議題

### 第1号議案から第3号議案

- 「桜橋（築地駅前方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）」、「晴海交通広場①（四谷駅前方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）」、「晴海交通広場②（東京駅丸の内南口方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）」について、3件すべてが都営バス停留所に係るものであることから、まとめて審議を行うこととし、会長が事務局に対し説明を求めた。
- 幹事（建築課長）から、第1号議案から第3号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。
- 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。

### （主な意見の内容）

- ・ 晴海で計画されているマルチモビリティステーションとはどのような施設か。  
→ 東京 BRT や路線バス、コミュニティサイクル等、様々な交通手段を利用できる施設である。都が整備し、区が維持管理をする予定である。

- ・ マルチモビリティステーションは区道の道路範囲の中にあるのか。都市計画道路の指定区域と一部重複するようだが、その部分は都道となるのか。

→ 全て区道の道路範囲となる。なお、今回の申請敷地は都市計画道路区域内ではない。

- ・ 第1号議案のように、現状上家がない状態で運用されているバス停において、新たに上家を設けるような計画の申請が今後も多く出てくるのか。

→ 今後も多くの申請が出てくると考えている。なお、現状で既に上家が設けられているバス停についても、老朽化の改修を目的として申請が出てくる可能性が考えられる。

○ 会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。

## 6 その他審議事項

○ 「建築基準法第44条第1項第2項に基づく許可に係る同意に関する基準について」の審議にあたり会長が事務局に対し説明を求めた。

○ 幹事（都市計画課長及び建築課長）から、継続して審議する事項として、資料に基づき説明がなされた。

○ 審議事項に対し、委員が審議を行った。

（主な意見の内容）

- ・ 他の自治体の取組状況について
- ・ 同意の手続きの方法について
- ・ 会議の招集および公開について
- ・ 許可対象建築物について

○ 意見を踏まえ、継続して審議することとした。